

# 【KSKQ】 2024 年 7 月号 No.232



# あいえるらくがき帳

一九九一年九月三日 第三種郵便物承認

毎月(1・2・3・5・6・8)の日に発行



7/26(金)アピ活やろうよ!

相模原事件から8年が経ちました。

事件を忘れないためのアピール活動を、下記の日程で実施します。

今年も、19名の犠牲者に宛てた手紙を書いて、やまゆり園へ送る企画を予定しています。

多くの方のご参加をお待ちしています。

7月26日(金) 15:00~16:00

長居公園 南西広場 少雨決行



○バリアフリー展に電動ベッドが設置されました!!! (障害者のついでと)

——当事者スタッフのコラムです

○岸田美智子 History(支援? 介助?)

——法人で実施している自分史作成について紹介します

○『配慮』の詳細が明らかに~生活介護の報酬改定~(制度のア・レ・コ・レ)

——生活介護の配慮規定について紹介します



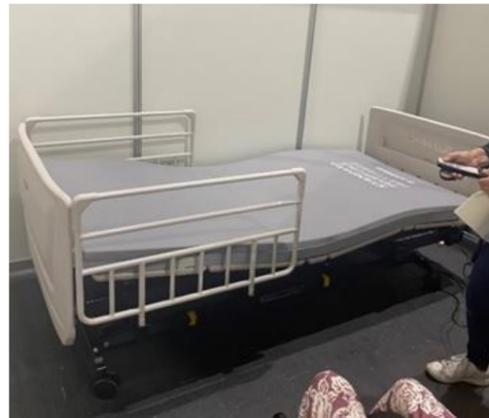
あいえる協会  
公式サイトはこちら

## \*\*\*障害者のついでと\*\*\*

### バリアフリー展に電動ベッドが設置されました!!!

昨年発行した No.226 では、30年続いている関西最大級の福祉用具展「バリアフリー展」が、トイレの扉の入口に鍵もなく、ベッドなどが必要な障害者への配慮がなかった問題について、事務局に提起したことを報告しました。

この提起を受けて、今年のバリアフリー展では、トイレのスペースも広くなり、掲載した写真の様な電動ベッドが置かれていました。もちろん入口には、鍵がかかるドアも設置されていました!



とても嬉しかった私は、実際にこのベッドがあるオムツ交換所で、トイレを使ってみました。すると、気になる点がいくつか出てきました。それらをきっちり事務局に伝えた上で、私の言語障害の言葉をきっちり聞き取れているかを確認したかったので、後日伝えた内容を書面でまとめて送り返してほしいと伝えました。その書面には早速、改善する内容も明記されていました。

一番改善して欲しいと思ったのは、やはり手洗い場が欲しいことです。この水道をひくということは、このベッドスペースでは本当に無理なのか?もし無理なら、このスペースをインテックス大阪の車椅子トイレの真横に作れば、インテックス大阪の車椅子トイレの改造を待つことなく、直ちにできる配慮になるのではないのか?と、思いました。まだまだ声をあげていかななくてはならないと実感した、今年のバリアフリー展でした。

(文責: 岸田)



ベッド用の替えのシーツもありました

## \*\*\*支援? 介助?\*\*\*

### 岸田美智子 History

~なぜ、私は地域での自立生活に取り組んでいったのか!? パート⑥~

ピア・エンジンの当事者スタッフである岸田美智子さんの自分史を紹介してきました。今回は第六弾! として、新人職員が入社した時に伝えたい大切なポイントを含めながら紹介していきたいと思います。



- ★24 時間介護を受けながら、1995 年 5 月からグループホームほんわか第一号で暮らし、1999 年 6 月から一人暮らしを始めて 24 年目
- ★今はピア・エンジンで当事者スタッフとして勤務
- ★7 か月で生まれ、1 歳すぎに兄のはしかがうつり後遺症で脳性麻痺に。

#### ●入所施設がいない社会を!

様々な障害者運動に関わってきたのですが、自分と同じように重度障害を持った仲間たちは、入所施設に入所していききました。

その友達から、入所施設の生活を聞くことができ、これは私自身の問題でもあると思うようになっていきました。この問題は、色々な障害者運動の中でも取り組まれていなかったのです。その問題にどうしても取り組んでいきたい! と思い、あいえる協会の活動へと広がっていきました。

入所施設の問題こそが、私を一人暮らしに踏み切らせたのです。それらの問題は、『良い施設』を作ればいいというだけでなく、入所施設を必要としている社会を変えていかないと解決しないと思います。つまり、地域社会で生きている私達障害者自身に対する偏見や差別をなくしていかなければ、入所施設や特別支援学校の問題は無くならないと思います。この地域社会のあらゆる場面で、障害者が普通に存在していくべきだと思っています。

入所施設のすべてが悪い! と言っているのではありません。誰にでも、必要な時に必要な支援を、本人主体で利用できる仕組みとして、考えてほしいです!

入所施設の医療や介護の知識や技術は、「地域で安心して生活できる」ために、施設の中だけでなく、広く地域でこそ発揮してほしいです。入所施設がいない社会を、これから一緒に考えていきましょう。



◇次回パート⑦に続きます!!

(文責: 大倉)

## \*\*\*制度のア・レ・コ・レ\*\*\*

### 『配慮』の詳細が明らかに~生活介護の報酬改定~

1 月に発行した No.229 で取り上げた、生活介護がサービス提供時間に応じた報酬体系になる問題について、『一定の配慮』の詳細が明らかになりました。以下の五つになります。

#### 生活介護の基本報酬区分の見直しに伴う配慮規定

- ア. やむを得ない理由により利用時間が短くなった場合、その日に限り標準的な支援時間で算定出来る。
- イ. 送迎に往復 3 時間以上かかる場合、標準的な支援時間に 1 時間加えることが出来る。
- ウ. 重度の障害によるやむを得ない理由によって短時間利用にならざるを得ない場合、標準的な支援時間に 2 時間まで加えることが出来る。
- エ. 送迎時に居宅内での介助等が必要になる場合、標準的な支援時間に 1 時間まで加えることが出来る。
- オ. 家族の都合等により、標準的な支援時間を超過した場合、その日に限り超過分を算定出来る。

これらの『配慮』を受けるには、『標準的な支援時間』を、今年度から新たな様式が示された生活介護計画に定める必要があります。それまでの間は、前月の支給実績や本人の利用意向の確認を行うことで、標準的な時間を見込みます。

当法人の生活介護事業所の場合、送迎を除く活動時間が 6 時間に満たないため、3 割もの減算が危惧されましたが、多くの当事者が短時間利用にならざるを得ないこと(ウ)や、送迎時の介助を必要とすること(エ)で、全員ではありませんが、標準的な支援時間を 6 時間で算定出来るようになりました。それでも 3% の減算となってしまうことが、福祉専門職員配置等加算が(Ⅰ)または(Ⅱ)と(Ⅲ)を併給出来るようになったことや、重度障害者支援加算が拡充されたことから、これらを取得することで補っていきます。

『配慮』の詳細は示されましたが、事業の継続が危ぶまれる団体はまだあります。悩みは尽きませんが、障害者の活動の場が壊されることの無いよう、次の報酬改定に向けて、求めていきます。

(文責: 森嶋)



## お知らせコーナー

### みんなのぬくぬく～交流スペース～

- 次回ぬくぬくスケジュール ■
- 7月17日 8月21日
- 一番人気はミックスジュース!



### 障害者福祉の動向

- 5月13日…愛知県、恵の指定取り消し方針
- 5月30日…改正住宅セーフティネット法、成立
- 6月5日…子ども・若者育成支援推進法改正案が可決 ヤングケアラー支援明文化
- 6月13日…京都大学 i P S 細胞研究所、ALS の進行を抑える薬の第 2 相試験で主要評価項目達成と発表
- 6月17日…東京都、居住支援特別手当の補助申請を受付開始 月1～2万円
- 7月16日…障大連の総決起集会&デモ行進

## ★ヘルパーさん大募集★

時給：1350 円～

勤務地：住吉区・西成区の一部

勤務日：週 1 日～OK!※応相談!

連絡先：ヘルプセンター・ホップ  
住吉区殿辻 2-2-27 野村ビル 201 号室  
TEL:06-6676-2010

### 三浦彩花さんの地域暮らし

地域生活をされている三浦さんが最近新居で新生活を始められたので、インタビューをブログに掲載しました。



## 住吉区地域自立支援協議会

- 障がい者の暮らし何でも相談 ■

日程：7月24日(水) 11時～14時 住吉区役所にて



## 編集人・発行人

### ■ 編集人 ■

社会福祉法人あいえる協会

〒558-0042 大阪市住吉区殿辻 2-2-27 野村ビル 201 号室

TEL:06-6676-2010 FAX:06-6676-2011

郵便振替口座 00960-5-137458 年間購読料 600 円 (定価 100 円)

### ■ 発行人 ■

関西障害者定期刊行物協会

大阪市天王寺区真田山町 2-2 東興ビル 4F

### 社会福祉法人あいえる協会

法人本部

ヘルプセンター・ホップ

自立生活センター・まいど

グループホーム・あいえる

グループホームほんわか

ウィル

ライフ・ネットワーク

ピア・エンジン (分所)